

浜松市興行場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

(構造設備の基準)

第2条 興行場の構造設備に係る法第2条第2項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 床に防湿上有効な措置が講じられていること。
- (2) ねずみ及び衛生害虫の侵入を防止するための設備が設けられていること。
- (3) 規則で定める空気環境の基準に適合するように、適当な数の窓又は機械的換気装置が設けられていること。
- (4) 入場者が利用する場所には、規則で定める照度の基準に適合する機能を有する照明設備が設けられていること。
- (5) 便所にあつては、次の要件が備えられていること。
 - ア 男子用と女子用とを区別して、適当な数が設けられていること。
 - イ 流水式手洗設備が設けられていること。
- (6) 喫煙を認める興行場にあつては、適当な数の喫煙所が設けられていること。この場合において、たばこの煙が喫煙所以外の場所に流入しない構造であること。

(営業者の講じるべき措置の基準)

第3条 法第3条第2項の規定により条例で定める同条第1項に規定する措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 定員を超える数の者を入場させないこと。
- (2) 1日1回以上清掃し、常に清潔にすること。
- (3) ねずみ及び衛生害虫について、6箇月に1回以上定期的に点検し、駆除すること。
この場合において、当該点検及び駆除の記録は、点検の日から3年以上保存すること。
- (4) 換気を十分に行うこと。
- (5) 入場者に喫煙所以外の場所において喫煙させないこと。

(適用除外)

第4条 前2条の規定にかかわらず、興行場のうち隔壁等により外部と区画されていない部分については第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条第1号及び第3号から第5号までの規定、仮設の興行場については第2条第1号から第4号まで及び前条第3号の規定は、適用しない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に法第2条第1項の許可を受けている者及び当該許可の申請をしている者（これらの者から当該許可又は当該許可の申請に係る営業の用に供し、又は供しようとしている施設（以下「営業施設」という。）を譲り受け、若しくは借り受け、又は合併、分割若しくは相続により取得した者を含む。）に係る営業施設については、この条例の施行後最初に当該営業施設について改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行うまでの間は、第2条第2号及び第6号後段の規定は、適用しない。